

2009年8月18日

各位

経営企画室

## 新型インフルエンザ感染拡大に対する対応

ニュース等の報道でご存知のとおり、新型インフルエンザの新たな拡大が懸念されております。

日本国内の新型インフルエンザ感染拡大は、重症化や集団感染、死亡者の発生といった事象で報告されています。当社においてもプロジェクトメンバー関係者の感染が報告されております。

当社といたしましては、現状を鑑み、『持ち込まない、罹らない、拡げない』を徹底するために、日常の感染予防の励行(手洗い、うがいなど)と連絡態勢の強化(すみやかな報告)を実施してください。

すみやかな報告は、社内の感染拡大を防ぐために、大変重要なものです。

自己および家族等について、感染が疑われた場合、感染が認められた場合は、慌てず、焦らず、その発生事実について迅速な状況報告をお願いいたします。

報告はルートは上長経由で人事部(あるいは経営企画室でも可)に報告してください。メールでの報告が有効ではありますが、緊急時は電話でも構いません。タイミングとスピードが重要です。

感染者の発生場所によって、対応方法が異なることもありますので、報告の際は以下の点に留意してください。(項目を列挙していますが、当該状況に応じて必要な内容を追加して報告してください)

- 感染者氏名、性別、年齢、続柄
- 所属部門(または所属会社)
- 就業場所
- 感染が確認された日
- 症状および通院や入院の履歴
- 想定される感染経路(不明な場合は「不明」とする)
- 感染者が属する職場やプロジェクトの配置および他のメンバーの所属・氏名等(協力会社含む)

状況により、就業制限や出勤停止の他、検温の義務付け、マスク着用の指示などを行います。また、流行の特徴にあわせた対策を随時実施することとします。

自分は絶対大丈夫、という過信は禁物です。万が一感染した場合は、社内のメンバーや同居家族等への影響を念頭に行動してください。

感染予防対策では、常に「社会的責任」を念頭においた「日常的な予防と初期の適切な行動」が重要です。本件に関するお問い合わせは経営企画室までお願いいたします。

(ご参考)

新型インフルエンザ最新情報はこちら

⇒ <http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/index.html>

港区新型インフルエンザ情報はこちら

⇒ [http://www.city.minato.tokyo.jp/kurasi/iza/influenza\\_ah1n1/index.html](http://www.city.minato.tokyo.jp/kurasi/iza/influenza_ah1n1/index.html)

国立感染症研究所感染症情報センター情報はこちら (流行地、発生国詳細も掲載されています)

⇒ [http://idsc.nih.gov/jp/disease/swine\\_influenza/index.html](http://idsc.nih.gov/jp/disease/swine_influenza/index.html)

\*\*\*\*\* 基本対策事項 \*\*\*\*\*

基本的な予防策等は、従前の掲示内容にかぶりますが以下のとおりです。

『持ち込まない、罹らない、拡げない』を徹底するために

- ① ウイルスは主に咳やくしゃみのしぶきを通じて広がります。入社時、帰社時の手洗い、うがいを徹底してください。
- ② 手洗いは、ドアノブや手すりなどを触った手で食事したり、目をこすったりして感染するリスクを軽減できます。石鹸を使い、最低15秒以上洗ってください。消毒用アルコールも併用すると一層効果的です。
- ③ 外出時、通勤時のマスクの着用については、電車の中や人混みなど、感染リスクが高いと思われる場所においては、着用を推奨します。
- ④ やむを得ない、感染リスクの高い地域への出張や施設等への入場の際は、必ずマスクを着用してください。この場合、状況によっては、定期的な検温を指示することがあります。なお、マスクを着用した状態で打合せ等を行うときは、相手に了解を得るなど、配慮してください。
- ⑤ お客様等からマスク着用や手指の消毒などの要請がある場合は、すみやかな対応をお願いいたします。
- ⑥ 咳やくしゃみのしぶきが飛ぶ範囲は1～2メートルといわれています。周囲に配慮し、マスクエチケットを心がけてください。
- ⑦ 日ごろから健康管理に努め、栄養バランスのとれた食事と十分な休息をとるよう、心がけてください。
- ⑧ 発熱など、からだの変調に気づいたときは、ムリをせず、保健所等に相談して、適切に行動してください。クレスコ健康相談24もご利用ください。  
『休む勇氣、休ませる勇氣』が重要です。万が一、自己および家族等について、感染の疑いや感染確認がなされた場合は、その発生事実について、すみやかに上長経由で人事部に報告してください。  
状況により、入社前に診断書の提出を求めることもあります。
- ⑨ 不要不急の国内出張は当面、禁止とします。やむを得ず出張する場合は、期間、場所、宿泊施設などを上長経由で事前に人事部に報告してください。
- ⑩ 海外渡航につきましては、発生地域、感染拡大地域に係らず、事前に「渡航先(滞在先含む)、出国予定日、帰国予定日、往復の便名等」を人事部に報告してください。この場合、公私は問いません。
- ⑪ 感染ルートの解明を容易にするため、「いつ、どこで、誰と」といった自己の行動が、のちのちに把握できるよう、各位にて留意してください。

以上